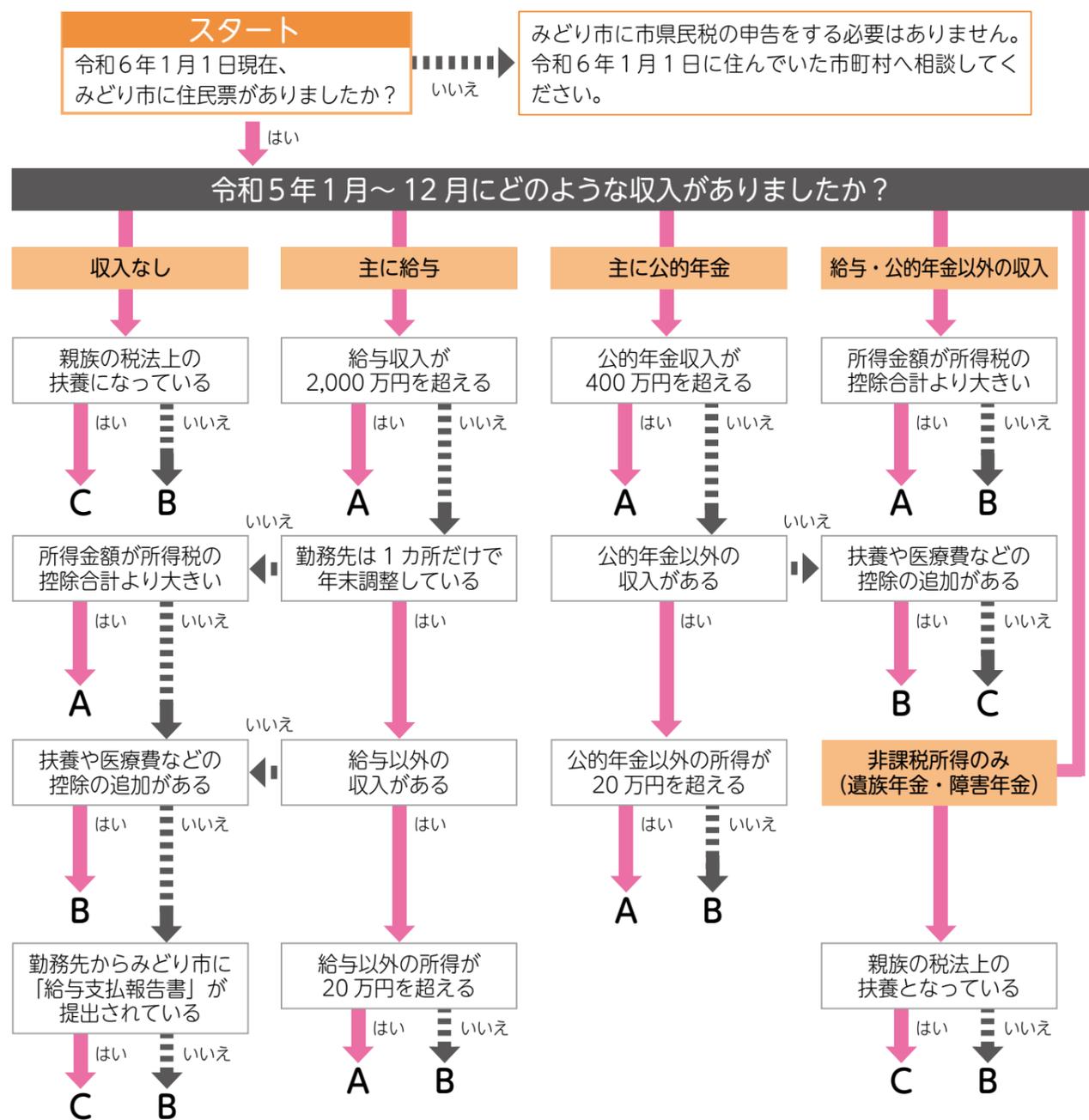


■ 申告が必要かフローチャートで確認しましょう



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。

判定結果	判定	内容
A	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業所税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。
B	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、所得税の確定申告が必要です（6ページをご覧ください）。
C	所得税の確定申告・市県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、所得税の確定申告が必要です。

申告期間：2月14日(水)～3月15日(金)（原則土・日曜日、祝日は除く）

市県民税・所得税の申告



問い合わせ先 税務課 ☎(76)0964

■ 市の公式LINEで申告予約が可能になります

※今までと同様に予約なしでの申告も可能です。

市の公式LINEに市県民税・所得税の申告の予約機能が追加されます（みどり市役所受付のものに限る）。

ぜひこの機会に公式アカウントの友だち登録をお願いします。

予約開始日時 2月1日(水)正午から（全日程予約可能）

予約期限 予約日前日の午後8時まで ※予約数に限りがあります。

友だち登録方法

2次元コードから

右の2次元コードを読み取り、友だち追加



ID検索から

「@midoricity」と検索し、友だち追加



■ 市県民税の申告受付会場・日程

受付時間：午前8時40分～午後4時（各会場とも同じ）

※混雑緩和のため、できる限り指定日にお越しください。

確定申告は、待ち時間なしのインターネット（e-Tax）をご利用ください。

【笠懸町】		【大間々町】		【東町】	
笠懸庁舎2階 第2会議室		大間々庁舎3階 大会議室		東支所2階 会議室	
【期日】	【対象・地域】	【期日】	【対象・地域】	【期日】	【対象・地域】
2/28(水)	笠懸町第1・2区	2/16(金)	大間々町第1～6区	2/14(水)	東町第1・2・5区
2/29(木)		19(月)		大間々町第7～9区	
3/1(金)	笠懸町第3・4区	20(火)	大間々町第10～12区		<ul style="list-style-type: none"> 当日、早めにご来場いただいても開場できません。受付開始時間に合わせてお越しください。 例年、朝早い時間帯が特に混み合いますので、できる限り他の時間にお越しください。 3月3日(日)は、笠懸会場のみで市内全地域が対象となりますので、平日都合が見つからない人はご利用ください。
3(日)	市内全区	21(水)		大間々町第13区	
4(月)	笠懸町第3・4区	22(木)	大間々町第14～17区		
5(火)	笠懸町第5・6区	26(月)			
6(水)		笠懸町第7・8区	27(火)		
7(木)	笠懸町第9区	笠懸町第10区			
8(金)					
11(月)	笠懸町第9区	笠懸町第10区			
12(火)					
13(水)	笠懸町第10区				
14(木)					
15(金)					



—引き続き、感染拡大防止にご協力ください—

市県民税の申告 (フローチャートでBの人をご覧ください)

3月15日(金)までに申告を

市県民税の申告は、令和6年1月1日現在で、みどり市に住んでいる人が対象です。申告が必要な人は、期間内に申告してください。日程は4ページをご確認ください。

申告をしないと、保育園入所・幼稚園補助金・公営住宅の入居や事業資金融資の申請に必要な証明書などの発行ができません。また、国民健康保険税や介護保険料なども適正に算出されません。

市県民税の申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は、申告をする必要はありません。

- ① 税務署へ確定申告書を提出する人
- ② 収入が給与収入だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人

※提出の有無は、勤務先に確認してください。

- ③ みどり市在住のどなたかの控除対象配偶者・扶養になつていない人 (ただし、申告が必要となる場合もあります。詳細については、5ページのフローチャートをご確認ください。)

※制度改正により、納税者の合計所得が1千万円を超えると配偶者控除が受けられなくなりますので、申告が必要となる場合があります。

- ④ 専従者給与収入だけで、給与支払報告書が市に提出されている人

- ⑤ 令和5年中の収入が公的年金400万円以下だけで、その他に所得がなく、所得控除(医療費、社会保険料、生命保険料、扶養など)を追加しない人

市県民税申告案内を送付します

1月下旬に、前年に市県民税の申告をした人などへ申告案内はがきを郵送します。

申告書や医療費明細書など

申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などが事前に必要な場合は、税務課(笠懸庁舎)、大間々市民生活課、東市民生活課の窓口にてあります。市ホームページからもダウンロードできます。

申告時に必要な物

【必ず持参する物】

- ① 申告者のマイナンバーの確認書類 (次のいずれかの現物)
 - ・ 申告者のマイナンバーカード(顔写真入り)
 - ・ 申告者のマイナンバーの通知カードと本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
 - ・ 申告者のマイナンバー記載の住民票と本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ② ボールペン

【給与や公的年金をもらっている人】

- ・ 令和5年分源泉徴収票原本
- ・ 営業・農業・不動産などの事業所得がある人

記載済みの収支内訳書とその根拠となる帳簿や領収書などの書類

【各種控除を受ける人】

- ・ 令和5年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料や地震保険料などの控除証明書
- ・ 令和5年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、小規模企業共済掛金の領収書または控除証明書

- ・ 記載済みの医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
- ・ 障害者手帳または認定書
- ・ 寄附金受領証明書

【所得税が還付になる人】

- ・ 申告者名義の銀行口座(銀行名・支店名・当座普通別・口座番号)の分かる物

申告書は郵送で提出を

完成した申告書に氏名や連絡先となる電話番号を必ず記入し、添付書類を添えて申告期間内に送付してください。

マイナンバー記載の申告書を郵送する場合は、申告者のマイナンバーの確認書類の写しを同封してください。

郵送先 ☎379-2395
みどり市笠懸町鹿2952番地
どおり市税務課市民税係宛て

次の場合は桐生税務署で申告を

次の①～⑧に該当する場合は、桐生税務署で申告をしてください。

ただし、記入済みで完成している場合は、市県民税の申告会場において申告書類を預かることができます。

- ① 住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人
- ② 青色申告(営業所得・農業所得・不動産所得)
- ③ 分離課税所得(株・土地建物・先物取引・上場株式等の配当など)
- ④ 損益通算
- ⑤ 雑損控除の適用を受ける人
- ⑥ 海外居住者を扶養に取る場合
- ⑦ 過年度
- ⑧ 準確定申告(納税者が死亡したときの確定申告)

